後期高齢者医療制度のお知らせ

~保険料率の見直しについて~

■ 保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。平成26・27年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

●均等割

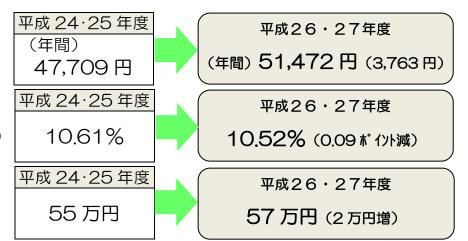
(被保険者が等しく負担)

●所得割

(被保険者の所得に応じて負担)

●賦課限度額

(1年間の保険料の上限額)



■ 均等割2割・5割軽減の範囲が拡大しました

平成 25 年度まで

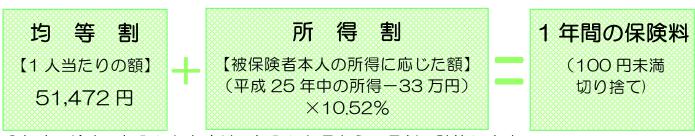
軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円+(24万5千円× <u>世帯主以外の</u> 被保険者数) ※単身世帯の方は該当しません
2割軽減	33 万円+(35 万円×世帯の被保険者数)

平成 26年度より

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33 万円+(24 万 5 千円× <u>世帯の</u> 被保険者数) ※単身世帯の方も該当になります
2割軽減	33 万円+(<u>45 万円</u> ×世帯の被保険者数)

◆ 保険料の計算方法(平成 26 年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。



●年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

平成26年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

■ 保険料の軽減について

次の①~③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

① 均等割の軽減

世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合		平成 26 年	前年度比			
33万円かつ被保険者全員が所得0円(年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	>	5,147	円	約	400	円増
33 万円	8.5割軽減	>	7,720	円	約	600	円増
33万円+(24万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減	-	25,736	円	約	1,900	円増
33万円+(45万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	>	41,177	円	約	3,000	円増

- ●軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- ●被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

② 所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から 33 万円を引いた額が 58 万円以下の方	5 割軽減

③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険(主にサラリーマンの方が加入している健康保険)の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

■ 年間保険料額の例

●単身世帯の場合

●夫婦 2 人世帯(共に被保険者)で、 妻の年金収入が 80 万円以下の場合

年金収入	均等割 軽減	所得割 軽減	平成 26 年度	前年度比	夫の 年金 収入	区分	均等 割軽 減	所得割軽減	平成 26 年度		前年度比				
80	9割	_	5,100	400	80	夫	9	_	5,100	円	400	円増			
万円	9 🗐		円	円増	万円	妻	割	_	5,100	円	400	円増			
153	8.5		7,700	600	153	夫	8.5	_	7,700	円	600	円増			
万円	割		円	円増	万円	妻	割	_	7,700	円	600	円増			
168	8.5		15,600	500	168	夫	8.5	5割	15,600	円	500	円増			
万円	割	5割	円	円増	万円	妻	割	_	7,700	円	600	円増			
192.5	5割	5割	46,500	12,600	211	夫	5	5割	56,200	円	12,700	円減			
万円	Sal	り 刮	円	円減	万円	妻	割	_	25,700	円	12,400	円減			
203	2割	5割	67,400	2,800	217	夫	5	_	93,000	円	13,000	円減			
万円		템 5 템	円	円増	万円	妻	割	_	25,700	円	12,400	円減			
211	(中)	5割	71,600	6,800	238	夫	2	_	130,500	円	2,200	円増			
万円	2割	∠ 刮	乙刮	스 刮		円	円減	万円	妻	割	_	41,100	円	3,000	円増
213) 宇 山	104,200	7,100	258	夫	2	_	151,600	円	7,500	円減			
万円		∠剖		円	円減	万円	妻	割	_	41,100	円	6,600	円減		
214] –		115,600	3,200	259	夫		_	162,900	円	2,800	円増			
万円		_	巴	円増	万円	妻		_	51,400	円	3,700	円増			

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 〒060-0062 札幌市中央区南 2 条西 14 丁目 国保会館 6 階 電話 011-290-5601

剣淵町役場 住民課 戸籍年金医療グループ 電話 34-2121